

令和5年10月23日

◎三石委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎三石委員長 本日の委員会は、「令和4年度高知県公営企業会計の決算審査等」についてであります。

お諮りいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

《代表監査委員》

◎三石委員長 それでは日程に従い、令和4年度高知県公営企業会計決算の審査意見等について、代表監査委員の総括説明を求めます。なお、質疑は、各事業会計の決算審査意見書の説明の後に行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

〈流域下水道事業会計〉

◎三石委員長 次に流域下水道事業会計の決算審査意見について説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西内委員 その他営業外収益の話で、ガスの売却益があるということでしたけれども、ガス施設を入れたことによって、もともと予定していた収益、あるいは発生している費用は、予定値と実際値はどんなものですか。

◎五百藏代表監査委員 ガス事業につきましては、先ほど御説明させていただきましたが前年度比1,000万円の増加で、トータルで8,800万円ぐらいの収益になっていると思います。そして、ガス事業を行うことによって汚泥処理も量が少なくなるということで、両面の効果が損益的には現れていると聞いております。

◎西内委員 汚泥については減るということですが、たしか、計画では汚泥を肥料なんかで活用したいという話もあったと思うんですけど、それは順調に進んでおるといいますか。

◎五百藏代表監査委員 数字までは把握できておりませんが、そういった取組をなさってらっしゃることは伺っております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈電気事業会計〉

◎三石委員長 次に、電気事業会計の決算審査意見について、説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈工業用水道事業会計〉

◎三石委員長 次に、工業用水道事業会計の決算審査意見について、説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈病院事業会計〉

◎三石委員長 次に、病院事業会計の決算審査意見について、説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で監査委員の説明を終わります。

《土木部》

◎三石委員長 次に、土木部について行います。

第13号議案及び流域下水道事業会計決算について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

〈公園下水道課〉

◎三石委員長 続いて13号議案及び流域下水道事業会計決算について、公園下水道課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 流域下水道、特に高知市の場合は、高須浄化センターが非常に重要な役目を担っていただいております。浦戸湾自体が琵琶湖と同じ、法的にも閉鎖区域で窒素・リンの除去を求められている中で、浦戸湾の実情、法的に求められた窒素・リンの濃度は適正にできているのかどうか。それから高知市の処理水が3.9%増えていますけども、高知市が適正に高須浄化センターへ依頼しているのかどうか、その点を確認したいと思います。

◎坂本公園下水道課長 現在、高須に入ってきた汚水を浄化していきまして、国分川に放流しているんですけども、窒素もリンも、法定の基準をしっかりと守って流しております。

それと高濃度汚水につきましては、高知市で一旦処理した水をためてくるんですけれども、毎日受入れをしており、しっかりと処理して、水質浄化して放流しており、全量適切に処理させていただいております。

◎寺内委員 高須浄化センターは適正にやっていると思うんですよ。高須浄化センターの役目でもある浦戸湾の閉鎖区域として、琵琶湖、瀬戸内と同じように、浦戸湾もリン・窒素の適正な法的な数値が求められています。高知市は管理費も払っているように、高濃度処理は高須浄化センターに依頼しとるところが大きいので、計画費用とも絡んできますので、そこら辺をちょっと心配してます。浦戸湾の高度処理としての数値的な分は高須の役目でもあると思うんですけども、浦戸湾全体の数値的な問題ないのかという意味合いでした。

◎坂本公園下水道課長 浦戸湾全体の水質を見ましても、特に問題なく全体は維持されております。

◎寺内委員 あと流域下水道ですけども、あくまで人口が多い高知市の分が主体として、高須浄化センターに高度処理を頼っているところがあるんですね。そのときに実情としたら本管に接続していない世帯も多くて、処理をせずに流れている分、高須浄化センターはしっかりとやっていただいて、説明は一定聞いて了としておるんですけど。法的な浦戸湾の高度処理について、浄化槽の中にも高度処理浄化槽があるんですけどね。実情としたら高度処理浄化槽を十分使わずに、単独とみなしと合併浄化槽があるんですけども、みなし浄化槽が多くそのまま垂れ流してくる。合併浄化槽であっても、高度処理浄化槽を使っておけば高須浄化センターの負担も軽減できると思うんですけども、浦戸湾として見たときに、全体的な数字では適正になっていますけれども、どうしても数字を下げる場所は高須浄化センターに依存するところが大きい。それは言うたら機器等の処理にもかかってくるんですけど、全体で見たときに、どのようなものでしょう。大本の背負う高知市分の負担が大きいと思うんですけど、そのあたりをお聞かせください。

◎坂本公園下水道課長 全体の流総というんですけども、流域総合計画を見直した際に、今後、高須も人口が減少することを踏まえて、今後どういう放流水質をするかというのも検討しています。その中で全体を見たときに、浦戸湾全体見ましても水質が悪化している状況にはないように確認しておりますので、個別でそういう浄化槽の、ひょっとして何名かがそういうよくない処理がされているかもしれませんが、全体で見れば、浦戸湾の流総を見た限りではそこまで水質が悪化している状況はないと考えていますので、高須の役割としては現状でしっかり放流水質を管理してやっていきたいと考えております。

◎西内委員 1ページの営業収益と営業外収益の決算が、損益計算書の営業収益と営業外収益の金額と一致しないのは何かあるんですか。

◎坂本公園下水道課長 1ページの報告書は税込みなんですけれども、3ページの損益計算書は税抜きで表示しています。

◎西内委員 この営業収益のいろいろ含めて、3市の負担でやっておいて、その中で電気とかの絡みで赤字になったという話でしたけども、これは今年の実績を踏まえて、来年は負担額が調整されて、もちろん来年の電気の変動もあるでしょうけど、赤字はある程度解消される見込みという理解でいいですか。

◎坂本公園下水道課長 負担金をもらうときに汚水の入ってくる流量と単価を掛けて出すんですけども、その流量をカウントするときに、どうしても3月31日時点では全てをカウントすることが物理的にできなくて、営業収益については、当該年度じゃなくて前年度分をちょっと精算するような形になっています。一方、営業費用につきましては、産業廃棄物とか運転管理の包括で行っている費用についてはその当該年度で算出しておりますので、ちょっとずれがあり、そのときで見れば、プラスマイナスが出るんですけども、基本的に3市の負担金で同じになるんですけど、ちょっとずれながら頂いているという形になっております。

◎西内委員 複数年で見たときには平準化されているということですね。

それで監査のとき聞きかけてしもうた話なんですけれども、何年か前から始まった汚泥のガス化と売電の件なんですけれども、今の単年度とかで切り取るとこれでええんだと思うんですけど、例えば複数年で見たときに、売電によって得られる利益、一方で汚泥が減ったことによって処理費用の減少もあるわけなんですけれども、設備投資した資本の回収の問題とか、トータルで見た場合に全体の計画としてどんな推移であるのかをお願いします。

◎坂本公園下水道課長 高須の運転管理する費用も3年ぐらいで見直しをしまして、将来人口もありますし、まだ高知市とか南国市は面整備を行っておりますので、まだまだ入ってくる量が増えてくるということもあります。それと電気代が非常に上がっているのもあって、修正しながら単価を見直しをしておりますし、汚水の量についても接続率のことも考慮して見直ししながら単価も決めています。ですので運転管理については、1回決めたわけではなく、3年置きぐらいに見直しをしております。それと建物の修繕につきましても、5年間のストックマネジメント計画を策定しております。今、令和2年から令和6年のストックマネジメント計画に基づいてどれぐらいの施設を直すか、費用がどれぐらいかかるかというのを3市にもお知らせをして納得していただいております。そういう維持管理とか建物の整備についても、計画的に費用がどれぐらいかかるかというのを見ながらやっておりますので、その辺は3市の合意を得ながら進めていっております。

◎西内委員 それもまた適宜、計画を見せてもらいながら、今後も議論させていただければと思うんですけども、最後に、知事も掲げているグリーンとかカーボンニュートラルの取組の中で、たしかこのバイオマスも排出枠か何かで将来的に認められるようなことになるんじゃないかならうかと思えます。2026年には政府のほうでカーボンプライシングもやるということですので、もちろんそれがどんな制度設計になるかということにもよるんです

けれども、ひょっとしたら排出枠で新たな価値を生み出せることがあるということですね。そういったことも念頭に置きながら今後の運営を計画していただければと思います。

◎中根委員 監査委員の指摘する意見の中で、措置計画として、次期包括的民間業務委託の内容については、評価委員会を開催してという指摘に対するお答えがありました。この業務委託の内容そのもの、業務委託をされる業者はそんなにたくさんないと思いますが、実態としては継続的に1つのところが委託されているのかどうか、そのあたり少し教えてください。

◎坂本公園下水道課長 今、包括的民間委託は第5期までとなっていて、次、第6期が令和6年度からになりますので、9月議会で委員の皆さんには議論いただいたところなんですけれども、入札の結果、第5期まで同じJVが継続してやっていることになっております。

◎中根委員 そこでのチェックは、業務委託、総合評価も含めてどんなふうにされていますか。

◎坂本公園下水道課長 評価委員会で、前年度の放流水質とか、運営体制がどうかとか、あとどれぐらい処理する費用がかかったとかについて、おおむね良好という評価を得ております。次の入札についても、やはり少しでも参加資格の窓口を広げたいものですから、参加資格が広がるような形で評価委員会の中で検討していただいております。

◎はた委員 監査委員の指摘にもありますけれども、経営戦略についてお聞きしたいと思います。令和4年度の取組についても、安定的かつ計画的な運営ということで、ストックマネジメントなんかも取り組まれてきたということなんですけれども、その中で人口減少による活用量とか対応量というのはどんどん減っていくということと、併せて流域下水に接続する動きもあるので、一定増えてくるのではないかとということでした。設備投資については、老朽化のために設備を更新していくのは必要なものだと思いますけれども、全体の排出量、人口減少、この間の使用料金への跳ね返りですよね。住民負担ということを含めて考えたときに、新たな投資の規模が長期を見通して縮小させて、長寿命化を図っていくという方向性が経営戦略の中であるのか。処理量が増えるから設備投資も新規投資もどんどんしていくという方向なのか。一定縮小した経営戦略で、負担の跳ね返りが市町村や住民にない方針が必要だと思うんですけれども、現状のストックマネジメントとか経営戦略とか投資の見通しとか、そういったところを教えてください。

◎坂本公園下水道課長 高知県の場合、高知県流域下水道事業経営戦略を令和2年度に策定いたしまして、令和3年度から12年度までの10年間の経営戦略も考えております。ただ、令和4年度に、高須浄化センターの施設全体を見る計画の見直しをして、言われているように人口減少も加味して、それと実際に高知市と南国市では下水道区域をやめたり、どうしても難しいというところを除いたりしていますので、規模もちょっと縮小しております。

実際処理する池、きれいにする池が14池あったのを10池に減らしたりしましたので、これを受けて経営戦略の見直しも行っていけないと考えています。建物の規模は縮小するような検討もしております。

◎寺内委員 面整備、縮小とかもあったんですけど、国土交通省から10年、下水道の概成がなされて、各市町村を見直したと思うんですよ。その見直しによって10年概成によって一定人口減少がある。面整備でやるところはどんどんしていく。ただし国は10年以上は出さないよと。市町村としても大きな見極めになったと思うんですけど、高須浄化センター等についても大きく一つの区切りにもなったと思うんですけど、面整備の効果はどのように捉えられているかですね。

それから、先ほど冒頭でも質問したときに、一定面整備を終えて、もうお金ももらえんのやったら市町村は下水道やめるよと。特に高知市なんかは見直しを大きくしましたんで、浦戸湾については高度処理の分で必要になってくると思うんですけど、今、付随するんで浄化槽の確認をさせてもらっているんですけども、県で市町村を指導するのは、課長のところだと思うんですよ。高度処理をすとなったら、窒素・リンを除去するとしたら、みなしをなくして、合併処理浄化槽にせんといかん。合併処理浄化槽でも高知市内においては高度浄化槽がありますんで、その点を最初質問したところだったんですけども、高須浄化センターの役目は非常に重要ですので、10年概成がどのように計画に生かされているかという点と、それから浄化槽についてはやはり高須浄化センターのこの事業にも関わってくると思うんで、その点を再度お聞かせください。

◎坂本公園下水道課長 面整備につきましては、10年が令和8年度末と言われてしますので、それぞれ市町村が概成に向けて取り組んでいるところなんですけれども、一定達成できることもあるんですけども、少し10年概成には間に合わないというところもあると確認しております。ですので、足並みそろえて高知県全体で10年概成がいくかというのはちょっと厳しい状況という認識でおります。

あと浄化槽につきましては、やはり基本的に水質を浄化、きれいにするというところで、単独浄化槽についても合併浄化槽に切り替えてもらうというのはもう、この間も浄化槽の日がありましたけれども、設置管理者には啓発して促していくということで進めていきたいと考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

《公営企業局》

◎三石委員長 次に、公営企業局について行います。

第14号議案、第15号議案及び電気事業会計決算、工業用水道事業会計決算について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、電気工水課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

〈電気工水課〉

◎三石委員長 続いて、第14号議案及び電気事業会計決算について、電気工水課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西内委員 令和4年度監査の資料の30ページのところで、資本金に繰り入れて流動比率を令和3年度の1,400%から910%に引き下げるという作業を行っておるわけですが、この資本金の繰入れとかはどのような考え方の下に行われているのか。長期的にこの程度の水準でやっていくという妥当性のある話でやっているのかとか、その辺りのお考えを聞かせていただけますか。

◎三宮電気工水課長 制度的に、企業債償還した金額とかいうものはもう資本金に組み入れていくという制度になっておりまして、資金が流出していくとかではなくて、仕組み的にこういう制度になっております。多少増減しますけども。

◎西内委員 それ以外に、例えば、なかなか難しいですけど新規に投資を行うとか、あるいは、ルール上どんなふうになるか分かりませんが、一般会計に何かしらの方向で戻すとかですね。そういう方法というのは、基本的には考えられないものですか。

◎三宮電気工水課長 そうですね、貸付けとかいうのはあるのかもしれませんが。なるだけ我々の資金を何とか増やしていきたいとなると有価証券なんか、今金利が低いので何とも言えませんが、過去はそういうことをして少しは資産も増やしていったかと。

◎西内委員 まとめますが、トータルで何が言いたいかというと、基本的には事業の成果は適正とは思いますが、ただ、資本も投下していかないと、利益として返ってこないわけなので、実際にそれでここまで利益率みたいなのが下がったわけですから。その辺りもちょっと絵を持って今後取り組んでいただければというお話でございますのでお願いします。

◎はた委員 利益剰余金の状況についてお聞きしたいと思います。各種積立金なんですけれども、この利益剰余金を計画的に執行していくとか、活用していくことがすごく求められていくと思うんです。例えば、中小水力発電開発改良積立金は、具体的に事業化していくとか活用していくための方針だとか方向性というのは示されているんでしょうか。まずそこを教えてください。

◎三宮電気工水課長 そもそも使う用途が限定されていますので、建設改良積立金になると発電設備の改良工事、投資工事、あるいは新しい新規の中小水力の発電所の建設資金に

なってきますので、それぞれ目的が決まっております。

◎はた委員 今、小水力発電について市町村を含めてネックになっているのが、方向性としては小水力発電を普及させていこうという方針、計画はあるけれども、具体的にそれが形にならない。なので、幾ら積立金があっても執行されない剰余金になってしまっているのではないかと思うんですが、ネックになって進まない一つに、河川の権利といいますか、使用权が市町村はすごくネックになっているということをお聞きします。大規模なダムによる発電という時代から再生可能エネルギーへの転換という本当にモデルチェンジを、国を挙げてやっているということで、ただその現場でそれが形にならない。そこが河川、水路等の使用の権限というのがあると思うんです。剰余金を生かしていくためにも、そういった権限、権利をどういうふうと考えて、見直していくかというのもあると思うんですが、そこら辺は改善が進んだのかどうかをお聞きしたい。

◎三宮電気工水課長 国も国土交通省をはじめ、その制度をできるだけ普及しましょうということで、一応うたい文句は言っていますし、進めようとしています。我々はなかなかできてないところも当然あるんですけど、非常にやりやすくなっているのではないかとはいえます。

◎はた委員 決算特別委員会なので要望を言うところではないんですけども、実際にこの改良積立金があったとしても使われてない根本的な原因が、市町村で方針、計画をつくっても、その小水力発電を可能にするための許可権でネックになっていると。このボトルネックというかネックになっているところを解消しないと、いい循環にはなっていないと思うので、そこの改善を求めたいし、お願いしたいところです。

あと、電気事業全体ということで、四国電力に売電していると。四国電力の経営状況を見ても、さらに再生可能エネルギーを買うことが可能な経営状況だと判断できると思いますので、公また民間を含めて、四国電力に再生可能エネルギーを購入してもらい、こちら側からしたら売電していくという能力を高めていかないといけないんですが、14ページの業務量を見ると、売電の総量からいうと大きく減っているのではないかと思うんです。そこをどういうふうに改善していくのかということが問われていると思うんですが、どんな改善策で売電総量を上げていくのか、そこら辺を公だけじゃなくて、民間への支援も含めて必要だと思うんですが、どうお考えか。

◎三宮電気工水課長 非常に難しい質問ですけども、まず、端的に14ページの表でいくと、供給電力量が計画に対して令和4年度は71.8%になりました。3発電所の全部が物部川にあるんですが、昨年度は非常に大洪水で、ある意味もう供給電力量としてもワーストに近いような数字になっていましたが、何とかここまで持ちこたえているのが実態でございます。ただ、何とか上げていくように、先ほど言った改良積立金なども使いながら発電所もこれからリプレースとかで投資しながらというのが一つの大前提にはなってきます。

いろんな開発とかになると、僕らが単独でもなかなかできないところもあり、市町村などと小さいところから少しでもできたらとは思っておるところです。

◎笹岡公営企業局長 補足を構いませんか。先ほどのはた委員の質問に対して、4ページなんですけども、中小水力発電開発改良積立金がかかなり積み上がっているという話をされて、さっき課長が答えたとおり、ここは主に我々が持っている3つの水力発電所が今もう70年ぐらいたっているんですけど、その改良を今後していくために取っておくために積み上げているものでございます。それで、先ほど質問で出た、例えば市町村の小水力発電への御支援ということになってきますと、その右側の地域振興積立金というところなんです。もともとはもっと財源があって補助をしておるんですけども、補助の中で市町村がいろいろ権利調整だとか、どういうふうにやっつけようかという話合いをしたり協議をしたりするときに、これで御支援しているようなところですので、意味合い的には直接うちが入って行ってというよりも、そういう調整をするために話合いするかというものに御支援をさせていただいているという形でやっつけるところです。

◎橋本委員 先ほどの市町村に調査するための、要は剰余金をそちらのほうにという話があったんですけど、基本的には調査するだけじゃ意味がないんですよ。それからどうするかというのが、はた委員が言っている一番大きなことだと私は思っていて。先ほど言うように、天候が非常に不安定なので流量の問題もいろいろあって小水力発電もなかなか厳しい状況があると思います。イニシャルコストも、小水力発電の場合は100年物、200年物になるんでしょうけれども、非常に多額のお金がかかるということで、なかなかそういうことに踏み込めない現実がそこにあって、じゃあそれをどうするか。そうすると、基本的には送電に対する容量規制というのがあって、それもきちんとしなきゃならない。けど、そろわないのに調査ばかりやっつけしているというのは、まずは意味がないんだろうというふうに思っていますね。やっぱりしっかりとしたそういう枠組みを持った政策を進めなければ、小水力発電も遅々として進まないし、当然、いろんな再生可能エネルギーのことも、なかなかできないだろうと思っています。ただ、何かぶら下げて調査だけしますでは駄目だということをやっているんだろうと思うんですけど。それは指摘しておきたいと思っています。

◎汲田公営企業局次長 私からも、一応技術屋ですので補足させていただきます。調査だけじゃ駄目という御指摘なんですけども、電気事業のノウハウを持ってまして、一方で許可する立場ではありません。どういうふうに工夫をすれば、委員の方々がおっしゃられたように、実現に向かっていくかというノウハウをお伝えしながら、調査への金銭的な支援と、技術的な、テクニカルな支援をさせていただいているところなんです。

◎橋本委員 それはありがたいことなんですけれども、ただ、先ほど言ったように、市町村が何か所か食いついていますよね。そこをしっかりと進めるような枠組みのアドバイスというのもしてもらいたい。いわば物心両面ということも含めてということだと思っ

す。やっぱりやるとなると、お金がかかっちゃってなかなか大変なんですよ。だからそういう面でも、しっかりと支援をしていただければと思います。

◎三宮電気工水課長 この積立金を使つての支援というものは、当初は調査して、実施になったらF I Tを使つてやってくださいというところの制度の設計がありましたので、確かにおっしゃられる最後までいかにフォローしていくかというところは、引き続き検討させていただきます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後1時10分といたします。

(昼食のため休憩 12時12分～13時9分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、第15号議案及び工業用水道事業会計決算について、電気工水課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石副委員長 毎年、決算でこの鏡川工業用水道の件はいろいろと議論になるんですけども、常に、とにかく収入を増やさないといけないということと、経費を落とさないといけないということで御苦労されていると思います。ダウンサイジングをしていくという議論がずっとありましたけれども、最新の報告などでは、ダウンサイジングがなかなか難しいというふうなことも見たんですけども、そうすると管路をずっと更新し続けていかないといけないということになろうかと思っておりますけれども、数年前では、40年で80億円ぐらいかかるということでした。毎年申し訳ないですけど、収入はずっとC判定でこれまできているということで、もうこれ以上増やす見通しはなかなか立たないという中で、もちろんだましましやっついていかないといけないところではあるんですけども、一方で今後のことを考えたときに、これはかなり幅広く考えないといけないと。例えば、東京都は事業廃止しておりますけれども、いろんなシミュレーションをしないといけないと思います。東京都などの例を見ると、上水道に切り替えて、激変緩和措置で数年間その差額を補填するとかいうことをやっていますけれども、そういうシミュレーションみたいなものは今までの検討の中でしたことはあるんでしょうか。

◎三宮電気工水課長 そういうシミュレーションまではしてはないです。ただ、東京都は上水と工業用水道と一緒に一体で経営しているところもありますので、比較的そういう検討もしやすかったんですが、我々は、当然高知市とも相談もしながらということにはなってくるかと思っております。細かいところはまだ計算してないです。

◎**笹岡公営企業局長** シミュレーションはしてないんですけども、今、昨年度から今年度にかけて、全体の管路の中でここはもう絶対老朽化対策して更新しないといけないところとか、さっき副委員長がおっしゃられたように、それ以外の末端で例えば更新はせずに上水に切り替えていくのかどうするのかというところも含めて、全体を全部やり換えるのかどうするのかというのを検討しているところです。それで、最終的に上水に切り替えるということになると、当然一定の水量以上を使うと水道料金がかかってきますので、そういったこともらんで、更新するのか、もう切り替えていくのかという全体的な絵といえますか、計画的なものは現在つくっているところでございます。それからダウンサイジングについては、やっぱりサイズを小さくしていくと末端まで水が届かないというような問題もございますので、今のところちょっとそこはなかなか視野には入ってきてないというような状況です。いずれにしても、具体的な細かいシミュレーションはしてないけども、そういった見通しといえますか、全体的な計画というのはつくっているというような状況でございます。

◎**大石副委員長** そういう中で今上水道の話が出ましたけれども、ユーザーの料金の問題はあろうかと思えますけど、技術的に上水道に切り替えるというのは可能なんでしょうか。

◎**三宮電気工水課長** 全てというわけでもないですけど、当然塩素を使っていたりもしますので、そういう塩素を嫌がるユーザーもありますので除去装置を付けたりとか、あるいは配管の細かいところですか、本当に望むような給水量を送れるかどうかというのを検討はしないといけないと思います。

◎**大石副委員長** そういった中で、将来の見通しが非常に大事になってこようと、これもいつも議論になると思うんですけども、関係各所ということで、高知市、あるいは商工労働部、それからもちろんユーザー、この3者の皆さんと常に協議をするということで毎年お話をいただきますけれど、今のところの見通しはどういう状況でしょうか。

◎**三宮電気工水課長** 令和3年度の管路更新を再検討ということで、今回ちょっとルートを変えた形で、ユーザーにもこの9月に説明会と意見交換会をさせていただきました。補修をしていくわけですので、料金改定とかも必須のことになります。その辺もユーザーにも御説明させていただいて、令和7年度からの我々の事業着手、あるいは料金改定の辺の下話も、大体大きな反対はなく御了解をいただいているところです。

◎**大石副委員長** 最後にしますけども、かなり巨額の将来負担を要する事業ですので、これについてはもう果敢なくですね。これはユーザーさえ納得すればといえますか、東京のように上水道に切り替える分を負担して、あるいは差額を負担してできるのであれば、その将来負担とこれから先も維持し続ける将来負担との見合いの話になってくると思うんです。これはもう毎年同じような議論をして、何となくだまされ、本当に苦しみながら頑張っていたらいいとは思いますが、今議論されているということで、言

い方は悪いかもしれませんが聖域なきというか、そういうちょっと思い切った議論もそろそろしないといけないんじゃないかと思しますので、ぜひその辺り広く議論をしていたらというところもお願いをさせていただいて終わりたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、病院事業会計決算について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、県立病院課長に対する質疑と併せて行いたいと思しますので、御了承願います。

(総括説明)

〈県立病院課〉

◎三石委員長 続いて、病院事業会計決算について、県立病院課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎久保委員 私からは、赤ラベルの県立病院課のところで説明をいただいた、決算特別委員会でも監査でも意見のあったという助産師とか薬剤師の件ですけれども、措置として書かれていますように、令和5年度の採用試験から云々ということで勤務地限定職員制度を導入したということで、結果としてはどうだったんですか。

◎石邑県立病院課長 今年度から勤務地限定の試験を導入しました。去年は、助産師は1名受験があって合格いたしました。薬剤師は受験がなかったです。今年、助産師が2名受験されて2名合格して1名辞退になりましたので結局1名残っております。薬剤師も2名受験いただいて1名合格したんですが、その方は辞退をされるということで、薬剤師のほうは確保につながっていないような状況ですけれども、なかなか受験していただくことが難しかった状況から、受験をしていただけたところまで来た。助産師については確保がどうもできそうだという状況になっておりますので、まだ今年の試験の実施からこうやって始めますとして始めたばかりですので、学生とかに十分周知が行き届いてないところがあると思しますので、来年に向けて周知に努めていきたいと思っております。

◎久保委員 募集して、応募状況はどうだったんですか。

◎石邑県立病院課長 応募状況は、助産師が2名、薬剤師も2名という状況です。

◎久保委員 これは私が言うまでもなく、本当に周産期医療というのは、今高知県にとっては大変厳しいですし、これからますます必要だと思うんですよ。移住してきてほしいと言いながら、高知県に行ったら、民間の病院も含めてなかなか産婦人科がない。特に東のほうは厳しい。中核病院の、東の場合だったらあき総合病院が本当に最後の砦になると思うんですけれども、そういうふうなことを考えたときに、さっき課長もおっしゃったように、これからもっと周知をしないといけないと思うんですね。たまたま2名応募があって、2名受けてというふうなことですけれども、もっと周知をしていくことが、これから大切じゃ

ないかなと思いますので、そこのところを再度お願いします。

◎石川県立病院課長 6月に実施する今年の定期の試験ではなかなか周知が間に合わなかったところがあるかと思います。その後、秋と、また今も特別募集を続けておりますけれども、やっぱり定期の試験で受験いただけないと難しいところもありますので、来年の定期試験に向けて各大学へも、こういったことを始めていますという周知に努めていくことで、何とか受験をいただきたいと思っております。それと、助産師につきましては、既に職員にいる看護師に大学や大学院とかを受験いただいて、派遣して資格を取るようなことでもしております。今年度既に1名合格が出ておりまして、まださらに受験を継続しておりますので、今後合格すればもうちょっと資格取得に向けた人員が増えてくるかも分からないというところで、そこをまた合格できるように職員に頑張ってもらいたいと思っております。

◎久保委員 というのは、新たに募集するんじゃなくて、現在の看護師でその資格を取るということで、分かりました。

◎橋本委員 2点お聞きをします。まず1点は、累積欠損金について126億円ぐらいの累積がある。これは全国的に比べても、非常に高い数字ですよ。これについての取組というのはどうしてきたのかというのを教えてください。

◎石川県立病院課長 累積欠損金ですけども、非常に大きな額になっておるというところで、その解消に向けてというところはあるんですけども、なかなか年々の経営が非常に厳しいところがございます。令和4年度、3年度は経常収支が黒字ということで、特に令和4年度は1億6,000万円ぐらい黒字が出まして、その分、累積欠損金を少し改善することができましたけれども、なかなか毎年経常黒字を出すのが難しいような状況もございまして、何とか経常黒字が出せる体制に持っていく、経営体力をつけていくというところで、累積欠損金を少しでも解消できるように取り組んでいきたいと思っております。

◎橋本委員 帳簿の上では基本的には債務超過ですよ。説明を聞いていると、それはなかなか改善できるような状態ではないのかなと思っているんですが。あとは、一般会計からのある一定の補填ということで成り立っているんだろうなとは思っています。

そこでもう1点聞きたいのは、医業未収金の取組についてです。結果として、頑張っているんだ、多少頑張っているなというのは分かるんですけども、具体的な取組をしていて、課題とか問題点が、本当に金額の少量な債権ですから、これについてどういう取組をしているのかお聞かせいただけますか。

◎石川県立病院課長 個人医業未収金は、決算上は大きな額が1回出ますけれども、そのほとんどは3月に年度を繰り越して入院されている方の入院費だったりしますので、ほとんどは4月、5月に入って普通に支払われて解消していく形になっています。それでも残っていくのが、年に両病院合わせて数百万円というところがございますけれども、その辺

につきましては、まず、病院の医事を委託している委託先の業者から、個人の患者さんの方に、これについてお支払いをお願いしますということを何度かお話しさせていただいて、それでもなかなか支払いにならない分につきましては、弁護士法人に委託しております、そちらから患者さんに請求していただくというような形を取って、少しでも回収できるような体制で取り組んでおります。

◎橋本委員 ちりも積もれば山となるという話もあります。要は、これは多分私債権で、この種の債権は3年が時効じゃなかったかと思うんですが、ただ時効になったとしても、私債権はなかなか解消できないですよ。だからそれをずっと管理していかなきゃならない。だからどんどん膨らんでいくということになるじゃないですか。それで、その時効を迎えた債権はどれだけあるんですか。

◎三石委員長 時効は3年ですか。

◎笹岡公営企業局長 令和3年以降に発生した債権は5年になっていると思います。それまでは3年です。(※訂正発言あり)

◎石川県立病院課長 時効を迎えているものと迎えてないもので明確に分けてないんですけども、病院事業で流動資産に計上したもので簿内に持っている分で言いますと、令和4年度末で2,100万円ぐらいになっております。件数は822件になっています。

◎橋本委員 この債権の処理を弁護士に頼んでいるということで、弁護士はどんなことをやっているんですか。

◎石川県立病院課長 弁護士法人から、その債権者に督促の郵便文書をお送りしたり、あと、一定の金額が大きい方については現地調査も行かれたりとかというような形でそれぞれ対応させていただいております。

◎橋本委員 具体的に全然分かりにくいんですけども。ただ、債権回収については、多分督促をすとかということは分かるんですけども、督促を弁護士に委託しているという意味ですか。

◎石川県立病院課長 はい。弁護士法人に一定のものについては督促などの業務をお願いしているところです。

◎橋本委員 それで解決ができるでしょうか。多分なかなか難しいと思うんですけども。これは私債権なので、基本的にはこれをきちんと整理をするためには手続がどうしても要る。その手続にお金がかかっているんで、小さい債権だと、1件1件やらなきゃならないので手続料にたくさんお金が要る。そんなことをやっているだけの話というふうにしか聞こえないわけですよ。それでいいのかなというと、いいとは思ってないので、抜本的に打つ手がないならないで仕方がないかも分かりませんが、ちょっと考えたほうがいいかなと思います。

◎石川県立病院課長 御指摘の点、どうしていくかというのをしっかり考えていかないと

いけないところだと思います。また内部でも検討してまいります。

◎はた委員 地域医療構想を充実させるために具体化していくということでお聞きしたいんですけども、中山間含む高知の土地柄として、医療の十分な分散化というのができてなくて、一極集中的な、偏在というか、そういう状況があると思うんです。だからこそ地域に、中山間であっても医療体制が充実するようということ、そういう意味で中核に県立病院がなっていくんだということ、方針についてお話をお聞きしたんですけども。中核になるとするならば、やっぱり経営方針、経営計画をつくるメンバーの中に、地域医療をどうするのかというような部署というものが、各県立病院の経営方針を決める体制の中に必要だと思うんですけども、それは現状どうなっているのか。地域医療構想と経営計画は別個で進んでいるのか、一体的に中核を担う県立病院として経営していくのか、その体制は今どうなんでしょう。

◎石邑県立病院課長 地域医療構想につきましては、知事部局の健康政策部で取りまとめて、それで県下全体の医療をどうしていくかをまず検討されております。その中で県立病院、例えばあき総合病院でしたらこういう役割を果たしていただきたいというようなことがいろいろございまして、それに沿って県立病院として役割を発揮していこうというものでございます。

◎はた委員 連携は取られているとは思いますが、やっぱりそれぞれの県立病院の経営方針の中に、地域医療構想の中核を担う機関としてどうあるべきなのか、どういう体制を自分たちが持つべきなのかということを議論できる体制づくりが必要じゃないかというのは、要望として言わせていただきたいと思います。

それともう1点。人手不足、医師不足ということで、日常の医師不足をどう解消していくかというところで、市町村からも要望があるかと思うんです。消防署、救急隊員との連携が重要じゃないかということで、救急隊員が医療行為をどこまで行えるかというのは本当に限られていると思うんですけども、医師不足、体制不足の中で、すぐ治療ができないような状況に置かれた場合に、救急救命士たちが一定の役割を果たせるような権限や、また、市町村の救急体制への支援が県としても必要じゃないかというのは、日常起きていることから見えてくるんですけど、その点はどうでしょうか。

◎石邑県立病院課長 消防の救命の方などのスキルアップであったりというようなことだと思いますけれども、その辺は多分、知事部局と市町村とで連携されて取り組んでおられるんじゃないかと思います。

◎土森委員 いつも地域の医療を守っていただきまして、本当にありがとうございます。診療情報の共有ネットワークが幡多にもあって、幡多はとても連携していて、県立病院が中心になってやっていると思うんです。その状況はすごく連携がいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

◎石川県立病院課長 幡多地区につきましては、幡多けんみん病院の院長なども入って、特に幡多の医師会が中心の一つになってまとまって、ふだんから意思疎通もできるような環境が整っているようでして、その辺は本当に地域でお互いに役割分担してやっていきたいと思いますというような方向に向けて、いろいろ議論ができていくように聞いております。

◎土森委員 引き続きよろしく申し上げます。

また、最近産婦人科の先生とか、あき総合病院もそうなんですけど、幡多けんみん病院も先生が高齢化しまして、これから人材不足ということで、幡多の皆さんが大変心配しております。それと看護師などのスタッフも少なく、すごく忙しくしているということもいつも聞くんですけども、その確保も大変大事なことになるかと思っております。そちらのほうはどうでしょうか。

◎石川県立病院課長 今お話にありました産科の医師につきましては、今回の本会議でもいろいろとお話があったかと思っておりますけれども、あき総合病院、幡多けんみん病院はそれぞれ東部地域、幡多地域の分娩の拠点になる施設でございますので、我々としても、これまでも大学にも医師の派遣について継続してお願いをしてきたところです。今後も、あき総合病院、幡多けんみん病院の果たす役割について大学にもお願いしていきつつ、派遣をいただけるように要請を続けていきたいと思っております。看護師の確保につきましても、看護部の部長などとも我々も意見交換をさせてもらいながら、必要な人員について確保していくべく、先ほど申しましたけど、今も採用試験を実施しておりますけども、看護師も併せて試験を実施しておりますので、必要な人員が確保できるように取り組んでいきたいと思っております。

◎土森委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

◎中根委員 一頃、医師の労働時間が問題になっていました。今、助産師や薬剤師が足りないという話はよく聞きますけれども、医師の配置、労働条件、時間外労働がどんなふうになっているかとかの点では、公営企業局としてどんなふうに分折をされていて、どんなふうに対応していったらいいのかという考え方はどうなっていますか。

◎石川県立病院課長 医師の働き方改革の関係かと思うんですけども、960時間を超えると医師時短計画を定めて承認をもらわないといけない、いわゆるB水準の指定を取らないといけないということになっております。あき総合病院も幡多けんみん病院も、やはり960時間を超える医師が見込まれるということで、今それぞれの病院で、勤務環境改善支援センターなどの協力もいただきながら、評価センターに申請を出して、審査をまさに受けているところがございます。その中で業務として縮減できるところはタスクシフトを進めていくとかというようなことで、少しでも医師の負担を減らしていくことをしていきながら、医師のあまりにも過重な勤務環境を少しずつでも改善していくような形で取り組んでいきたいと思っております。

◎中根委員 努力が大事だと思うんですけども、それだけで解消できないような日々の患者との対応というのがあると思うんですよね。そうすると、医師の数を増やすしかないんじゃないかと、単純にそんなふうに思うんですが、そういう発想は。病院の累積赤字をどうするのかという話もありますけれども、やっぱり命を守る側が命をしっかり支えながら、さらなる問題にも対応できるような、ゆとりというかそういうものを医師の中につくる必要があるんじゃないかと思うけど、そういう点では、医師数を増やしながらかような対応をするという選択肢は対応の中に含まれていますか。

◎石川県立病院課長 医師の総数自体につきましては、平成10年代ぐらいに初期臨床研修が始まって、県外に若いお医者さんが抜けたということで、非常に医師数が少なくなったというようなことがございます。その後、知事部局などで大学に地域枠という形で設定させていただいて、県内に残ってもらうような施策をこれまで進めてきておりますけれども、そういったおかげで医師数は過去の苦しいときに比べると若干増えてきたのかなとは思っております。ただ、県立病院の医師につきましては、基本的に大学に派遣をお願いして大学から来ていただくという形を取っております。その大学としては、県下全体を見て、どこに人を送らなきゃいけないというのを判断されていますので、我々としてもぜひ県立病院に医師を送ってくださいますとずっとお願いはしておりますけれども、なかなかこう欲しいところまで手が届かないというところはございます。今後も引き続き、医師をしっかり確保できるように大学には要請を続けていきたいと思っております。

◎笹岡公営企業局長 あとは、フルタイムは無理でも、例えばこの週末の土日の宿直だけでも無理かとか、あるいは非常勤的にこの診療からここは無理でしょうかということで、大学にお願いに行ったりとか、場合によってはほかの病院にも応援をしてもらったり、そういうようなことでできるだけ手だてを踏んで、少しでも負担軽減になるような努力はしているところでございます。

あと一点、すみません。さっきの時効のことなんですけども、令和2年4月1日前の発生した債権については3年で、それ以降は5年になっています。すみません、ちょっと間違っていました。

◎西内委員 2件。1つは監査の資料で53ページの会計年度任用職員が幡多けんみん病院で11人ほど増えているんですけど、この変動というのはどういった要因なのかというのをまず教えてください。

◎石川県立病院課長 医師事務補助などに配置する職員をできるだけ張っていかうとしておりますので、その辺が増えてきているようでございます。

◎西内委員 結構ばつと増えていたので、気になって聞きました。

それと、決算書の4ページの支出の欄外に、不足する額を過年度損益勘定留保資金で補填したとあるんですけど、私も不勉強で申し訳ないですが、過年度分の残額はどこでどん

なふうに出るんですか。例えば、貸借対照表上とか。

◎石川県立病院課長 いわゆる内部留保のところになるんですけれども。貸借対照表で、10ページに流動資産がございます。まず資産合計で245億円ぐらいあります。ここから、流動負債のうち、企業債の関係で差し引いた金額が残り内部留保という形になっております。

◎寺内委員 監査委員の指摘で、南海トラフ地震対策で、地域の災害拠点病院としての機能の充実・強化が求められておるんですけれども、幡多けんみん病院もあき総合病院も、災害拠点病院で治療するのが一つなんですけど、もう一つが災害医療派遣チーム、DMATは編成ができるような状態にあるんでしょうか。

◎石川県立病院課長 両病院ともDMATの編成がございまして、今、あき総合病院が1チーム、幡多けんみん病院が2チームという形でDMATを持っております。

◎寺内委員 そこと、地域との訓練の連携ということを言われていますが、DMATの訓練なんかはどのようにされていますか。広域消防とか各機関とかの連携の一つだと思うんですけれども。

◎石川県立病院課長 全国で、他県で実施している研修がございます。そちらへ参加をしたりというような形で取り組んでいるようです。

◎寺内委員 広域で地域防災計画があつて地域の訓練をやりますので、そういった部分で幡多の訓練に参加とか安芸のほうでというような形ではないんでしょうか。ないようでしたら、そういったものを提案として提言しておきたいと思います。

もう一つが、令和4年もコロナ禍で事情を聞いたんですけど、幡多けんみん病院でコロナ患者がいて医療センターまで運ぶということが起きて、そういう形の中で救急搬送になったときに、広域になりますので救急車についても大変なんですけれども。高知市の場合だったら民間救急を指定してしまつて、民間救急車を使って幡多けんみん病院から医療センターまで運んだりしたんです。これまであまり見かけなかったんですけど、高知にも今、民間救急の指定車両があつて、そういったものに対応していますけれども、現にその分を使われての効果というか成果を聞きたいと思うんですけどいかがでしょうか。

◎石川県立病院課長 大学などへ救急で送らなきゃいけないときに、病院でも救急車を持っておりまして、それで大学なりから来てもらつて、窪川でドッキングして渡すというようなことをさせてもらっているようです。そういったことで迅速に高知市に送れるということで、一定救命救急につながっている部分はあるかと思ひますけれども、その効果を定量的に押さえているというのは今持っておりません。ちょっとそういうのがあるのかどうかもわかりませんが。

◎寺内委員 そしたら、高知市の消防局については、市議会も求めて、民間救急を指定して、今2団体が2人それを受けていると思うんですけど。現にその分の1つが、幡多けんみん病院から医療センターまでの派遣ということで、まさにこういったときに、消防の救

急車、またドクターも大変な部分を民間の活用ということで。当然、指定を受けて訓練もしていますので、このコロナも災害として捉えたときに、そういったものも一つの官民連携の部分もあろうかと思いますので、また確認してもらって、発展させてもらえればと思います。

◎笹岡公営企業局長 少し確認と、また研究してみたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

執行部は退席してください。

(執行部退席)

《その他》

◎三石委員長 ここで、10月5日に御意見があった県外調査の実施について協議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(なし)

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ この間提案をさせていただいて、長崎県議会が平成24年から通年議会をやって、常任委員会で予算決算委員会をつくって、さらに、その中でいわゆる事業評価を議会がやっているということで、全国の都道府県議会の決算委員会のメンバーで視察に結構行っているという事例もありましたので行きたいと思いましたがけれども、調べてみると、我々の決算特別委員会で行ける期間がちょうど長崎県議会の本会議とかぶるので、受入れがちょっと難しいんじゃないかというふうに聞いている状況でございます。

◎ 調べたのをちょっと言って。

◎ 長崎県議会は、11月定例会が11月27日から始まる予定でございまして、その日に決算審査の報告が行われます。11月27日から開かれる定例会は12月下旬までで、この間において長崎県議会は行政視察の受入れはできませんということをホームページで表明されています。

◎ じゃあいいですかね。

◎ はい。

◎三石委員長 正場に復します。

以上のことで、今年度の県外調査については実施しないということでよろしいでしょう

か。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないと認めます。さよう決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、10月25日水曜日に開催し、一般・特別会計の会計管理局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、警察本部の審査を行います。開会時刻は午前10時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(14時38分閉会)